

令和7年10月1日から

19歳以上23歳未満の方の

認定収入基準が150万円になります。

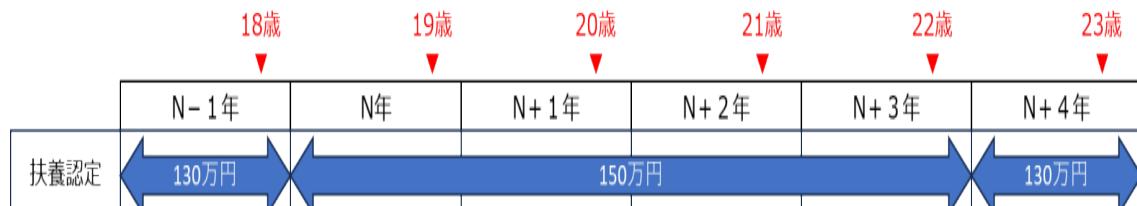
総務省からの地方公務員等共済組合法運用方針一部改正の通知により、令和7年10月1日から19歳以上23歳未満の被扶養者認定の収入要件が変わります。

この改正により被扶養者の認定収入基準が130万円から150万円になります。（配偶者を除く。）

### 今後の対応について

実施開始日	令和7年10月1日からの認定申請分
対象者	令和7年10月1日より被扶養者認定の届出をした被扶養者うち19歳から23歳未満の方。（被扶養者の配偶者を除く）
概要	19歳の誕生日を迎える同年1月1日より収入基準見直しが適用となり、収入のある方は150万未満が認定の判定基準となります。（下図参照） 12月31日現在の年齢が22歳の年の翌年においては年間収入が元の130万未満に戻ります。 収入要件以外の変更はありません。

- ・ N-1年（18歳の誕生日を迎える年）における年間収入要件は130万円未満。
- ・ N年～N+3年の間（19歳の誕生日を迎える年から22歳の誕生日を迎える年）における年間収入要件は150万円未満。
- ・ N+4年（23歳の誕生日を迎える年）以降、60歳に達するまでの間の年間収入要件は130万円未満。



## Q&A

Q

なぜ 19 歳以上 23 歳未満の被扶養者から被扶養者の配偶者を除くのか？

A

令和 7 年度税制改正大綱において、人手不足の状況における就業調整対策の観点から年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族を扶養する場合における特定扶養控除の見直し等が行われることとなったことを踏まえ、改正が行われました。被扶養者の配偶者の見直しはありません。

Q

年間収入 150 万未満はどう判定するのか

A

年間収入が 150 万円未満かどうかの判定は従来と同様の年間収入の考え方により判定することとなります。具体的には、認定対象者の過去の収入、現時点の収入又は将来の収入の見込みなどから、今後 1 年間の収入を見込むこととなります。

Q

12 月 31 日現在の年齢が 22 歳である年の翌年はどうなるのか。

A

22 歳である年（暦年）の翌年においては年間収入 130 万円未満かどうかにより被扶養者の認定を行うこととなります。